

議案第50号

大口町児童扶養手当支給条例の一部改正について

大口町児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年9月5日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）が平成24年8月1日付で一部改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例

大口町児童扶養手当支給条例（昭和50年大口町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第8号を第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた者

附 則

- 1 この条例は公布の日から施行し、改正後の大口町児童扶養手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年8月1日から適用する。
- 2 新条例の適用の日（以下「適用日」という。）において、新条例による第2条第1項第8号の規定に該当することとなった児童を適用日において現に監護し、又は養育している者が、平成24年8月31日までの間に大口町児童扶養手当支給条例第6条第1項の規定による申請をしたときは、その者に対する大口町児童扶養手当の支給は、同条例第7条第1項の規定にかかわらず、同月から行う。

大口町児童扶養手当支給条例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた者</u></p> <p><u>(9) その他前各号に準ずる状態で町長が認めた者</u></p> | <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) その他前各号に準ずる状態で町長が認めた者</u></p> |